



高齢者が住み慣れた地域で 生き生きと暮らせる社会へ

第七期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、高齢者福祉と介護保険の在り方を考え、平成30年から3年間にわたって取り組む計画を策定しました。

問い合わせ 高齢者福祉課（市庁舎2階、☎65・4145）

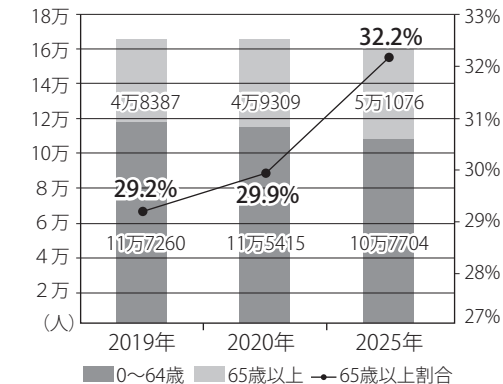
計画策定の背景と趣旨

人口減少と高齢化

帯広市の65歳以上の高齢者人口は、平成27年の国勢調査の時点で4万4587人でした。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計などから帯広市が独自に推計したところ、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、高齢者は5万1076人へ増加するものと見込んでいます。（図1）それに伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者の夫婦のみ世帯、認知症や介護が必要になる高齢者の増加が見込まれています。

図1 帯広市の将来推計人口と高齢化率



団塊の世代が、要介護認定率の高い後期高齢者となる2025年に向けて、元氣な高齢者はもとより、介護や日常生活上の支援が必要となっても、できる限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の取り組みを推進することが重要となっています。

介護保険制度の改正

平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みが制度化されました。

リハビリ職などと連携した介護予防の実施や、地域共生社会の実現に向けて、地域住民と協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していけるよう、「わが事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備に努めていくこととなりました。

地域包括ケアシステムの深化

帯広市でも、多様な高齢者のニーズに対応するため、基本理念である「高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生き生きと充実した生活を営むことができる社

会」を目指し、高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの取り組みを深めていくことが必要です。（図2）このため、第七期計画は、第六期計画の地域包括ケアシステム構築の方向性を継承し、六つの必要な取り組みを進めます。

六つの必要な取り組み

- 1 高齢者の生きがいづくり
- 2 健康づくり・介護予防の推進
- 3 在宅サービスの充実
- 4 施設サービスの充実
- 5 地域で支える仕組みづくり
- 6 認知症施策の推進

取り組み1 高齢者の生きがいづくり

より多くの高齢者が生きがいを持ち、培われた知識、経験、技能を生かして、自ら社会参加できるように、支援に努めます。

交流機会の促進

老人クラブなどでの交流会や、趣味・スポーツ・学習などの活動を通じた生きがいづくりの促進と、高齢者いきいきふれあい館「まち

なか」などの交流機会の場の提供に努めます。

就労の場の確保・拡大

高齢者の多様な働き方を実現するための就業機会の確保や、就労相談などを担う関係機関と連携した高齢者の就労支援に努めます。

取り組み2 健康づくり・介護予防の推進

糖尿病やがんなどの生活習慣病や、心の病の発症を予防するための環境づくりなど、要介護状態になってもその重度化を防ぐための自主的な活動支援に取り組みます。

健康づくりの推進

食生活や運動、休養などの知識の普及・啓発、保健師などによる訪問指導や、自主的な健康づくりを担う人材の育成などに努めます。

生活習慣病予防と重症化予防

各種検診や健康診査などの実施、高齢者に対する予防接種を推進します。

一般介護予防事業

住民主体の介護予防活動の促進、介護予防に関する知識の普及啓発、講師派遣による自主活動グループへの支援などを進め、ボランティア活動などの社会参加活動を通じて介護予防に有効な地域活動を推進します。

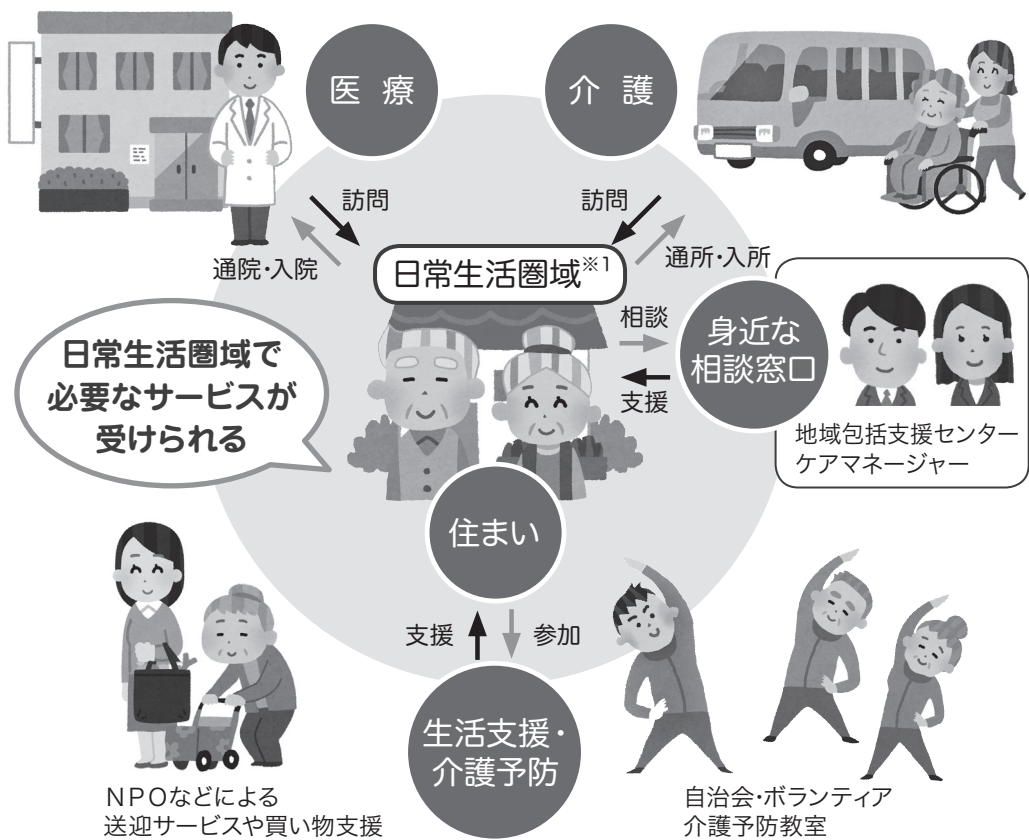
取り組み3 在宅サービスの充実

総合的な相談体制の整備

総合相談窓口や地域包括支援センターなどで、それぞれの状態に合った介護・保健・福祉・医療などに関わるサービスの総合的な相談、調整、支援を推進します。

また、地域ケア会議などを推進し、市全体で対応すべき課題整理

図2 地域包括ケアシステムのイメージ



と社会資源の開発に努めます。

介護予防・生活支援サービス

専門的なサービスや、健康な高齢者を含む地域住民、NPO法人などの多様な主体による、訪問型・通所型サービスの提供体制の整備に努めます。

在宅医療・介護サービス

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、医療と介護の連携を図り、その両方が必要とする高齢者の在宅支援の体制を整備します。また、介護給付・予防給付の充実と合わせ、地域密着型サービスの提供体制の整備・充実を進めます。

生活支援サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫

取り組み4 施設サービスの充実

住み慣れた地域や環境の中で日常生活を続けることが望ましいものの、介護の必要性や介護者の有



※1 日常生活圏域 人口や施設の整備状況など、地域の特性に応じて必要なサービスを受けられるよう、身近な地域で市内を八つに区分したもの。

無などの家庭環境などにより、施設サービスの需要も多くみられ、特別養護老人ホームの入所希望者が多い現状があります。

日常生活圏域ごとのバランスや入所希望者の実態、緊急性などを考慮して、必要な量の確保、質の向上を計画的に進めます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

既存施設の用途変更により25床増床します。

地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

29床の整備を進めます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

一つの日常生活圏域に18床、全日常生活圏域を対象に9床、計27床の整備を進めます。

看護小規模多機能型居宅介護

定員29人の整備を進めます。

多様な住まいの普及の推進

民間による有料老人ホームや、サービス付き高齢者向け住宅など、多様な住まいに関する情報の周知に努めます。



住まいに関する相談支援

高齢者の住まいに関する相談や空き家などの情報提供など、関係部課と連携し取り組みを進めます。

取り組み5

地域で支える仕組みづくり

支援を必要とする高齢者の増加

が見込まれる中、見守りや互助など地域で支え合う必要性が高まっています。

高齢者が一人ひとり抱えるさまざまなニーズを満たすには、社会全体で高齢者を支える体制を整備する必要があります。

市民の意識啓発

高齢化社会の問題が、市民一人ひとりの問題として捉えられるように、市民の意識啓発を図ります。

生活支援体制整備

生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員を配置し、市全域・各日常生活圏域の実情に応じた地域の支え合いを推進します。

ボランティア活動の促進

市民のボランティア活動を活発にするための意識啓発、ボランティアの養成や団体の育成・支援に努めます。

地域福祉の推進

高齢者虐待防止対策の推進や、高齢者が安心して暮らし続けられるように、地域の見守り体制強化に取り組みます。

成年後見制度等の利用促進

成年後見センター「みまもーる」の取り組み強化と、市民後見人の養成の推進により、高齢者の権利擁護体制の充実に努めます。

防災・防犯体制等の整備

災害時に自力で避難することが困難な高齢者などへの、避難支援計画の作成促進に努めます。

取り組み6

認知症施策の推進

国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」によると、日本の高齢者の4人に1人が認知症やその予備軍と言われている、帯広市でも認知症高齢者の増加が

予測されています。認知症に対する理解を深めるための普及啓発を進め、地域住民・関係機関・民間企業・行政が連携した地域の見守り体制を充実し、早期相談や早期診断後の支援に向けて関係機関との連携を強化していきます。

正しい知識の普及・啓発

認知症ガイドブックの活用や、認知症サポーター養成講座などを充実し、認知症に関する正しい知識を広く普及・啓発します。

予防対策の推進

生活習慣病と認知症の関係など、認知症発症予防の周知啓発を進めます。

相談・支援体制の充実

地域包括支援センターによる総合相談体制の推進、認知症初期集中支援チームと関係機関との連携による早期相談・支援の強化、認知症の人やその家族が相談できる認知症カフェの推進など、支援体制の充実に努めます。



医療と介護の連携強化

認知症地域支援推進員と認知症疾患医療センターなどの連携や、認知症ケアに携わる多職種研修などを進め、医療と介護の連携強化を図ります。

地域の見守り体制の構築

「徘徊高齢者等SOSネットワーク」の充実や、徘徊模擬訓練などを通じて、地域での見守り体制を強化します。

障害のある人の福祉

第五期帯広市障害福祉計画



問い合わせ

障害福祉課（市庁舎1階、☎65・4147、FAX23・0163）
子育て支援課（東8南13、保健福祉センター内、☎25・9700）

計画策定の背景と主旨

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや障害児支援、相談支援、地域生活支援事業などが計画的に提供されるよう、数値目標やサービス量を見込み、確保するための方策を定めます。

なお、本計画は障害者総合支援法および児童福祉法の改正によって、障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、帯広市障害児福祉計画と一体的な計画として策定しています。

基本方針

障害のある人が自ら居住する場を選択し、地域社会の一員として、障害のない市民とともに、生き生きと暮らせる環境づくりを進めることにより、「人にやさしいまち、

人がやさしいまち」の実現を目指すことを基本とします。

そのため、障害や障害のある人に対する理解を広め、ノーマライゼーション※2理念の定着とユニバーサルデザイン※2の推進に取り組みながら、障害のある人の自立を支援するために必要なサービスの提供体制を計画的に確保します。

重点項目

◆入所施設などから地域生活への移行促進

地域で暮らすことを希望している施設入所者や社会的入院などを行っている障害のある人に、入所や入院中から地域生活への移行に向けた相談支援の提供を図りながら、安心して地域で生活ができるように計画的に地域移行・定着を促進していく体制を充実します。

【目標】▼平成32年度までに施設入所している人のうち11人をグループホームなどの地域生活へ移行▼平成32年度までに施設入所者数を279人に削減

◆相談支援体制の充実

障害のある人を主体とし、本人が希望する暮らしや、意欲や能力（適性）に応じた活動などができるよう、相談支援専門員を中心に地域の関係機関の連携や協働を図るなど、相談支援体制を充実します。

【目標】地域生活支援拠点の整備（居住支援機能と地域支援機能を面的に支援する体制を整備）

◆就労支援の強化

障害のある人が地域社会の一員として生き生きと暮らすため、

個々の能力や特性、意欲に応じて働くことができるよう企業や地域住民の理解促進を図るとともに、関係機関と連携しながら障害のある人の就労支援の強化を図ります。

【目標】平成32年度中に、就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する人の目標を32人と設定

◆発達支援体制の充実

子どもや保護者に対して、乳幼児健診などの母子保健サービスや子育て支援などの提供を通じて、早期に相談できるように包括的な支援体制を整備し、障害の心配がある段階から子どもの状況に応じた発達の支援を利用できるように取り組みます。

発達や障害について、保護者が知識や理解を深めることができる家族向け講座や相談会の実施、親同士のつながりを図る取り組みを進めます。

重症心身障害児（医療的ケア児を含む）に対して、家族と医療機関や相談支援事業所、学校など関係機関との連携を進めます。

強度行動障害のある子どもの支援に対して、医療や保健、福祉、教育などの関係機関との連携を進めます。

障害のある子どもや保護者が安心できる環境づくりを進めるために、障害児相談支援事業所を中心に、関係機関の連携を進めるほか、情報交換、支援者の人材育成に取り組みます。

【目標】▼平成32年度までに居宅訪問型児童発達支援事業所を1カ所確保▼平成32年度までに重症心身障害児（医療的ケア児含む）支援および強度行動障害のある児童への支援に関する協議の場を設置

※2 ノーマライゼーション 障害のある人が特別視されことなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通（ノーマル）の社会であるという考え方。